

千葉県特定外来生物（アライグマ）対策検討会設置要領

（趣 旨）

第1条 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、特定外来生物に指定されているアライグマは、繁殖力が強く雑食性であり、それぞれの地域で農業や人間生活での被害が生じることはもちろん、自然生態系への影響が無視できなくなる可能性もある。

千葉県においても、すでにその生息や繁殖が確認されており、放置すれば被害は急速に増大することが予想される。そのため、現状と科学的知見や地域の情報を照らし合わせ、社会的な合意形成を図りながら、有効な対策を検討することを目的として、千葉県特定外来生物（アライグマ）対策検討会を設置するものとする。

この要領は、千葉県特定外来生物（アライグマ）対策検討会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

（組 織）

第2条 検討会の構成員、定数は別表のとおりとし、環境生活部長が依頼する。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長の指名により選出する。
- 4 会長は、会務を総理し検討会を代表する。

（会 議）

第3条 会議は会長が招集し、会議の議長は会長が務める。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（所 掌）

第4条 検討会は、次の事務を所掌する。

- 一 アライグマ生息状況調査結果の検討に関すること。
- 二 防除対策の実施方法の検討に関すること。
- 三 防除実施結果の検証に関すること。
- 四 その他アライグマの防除に関すること。

（意見の聴取等）

第5条 会長が必要と認めたときは、関係者に対して、会議への出席依頼、意見の聴取、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

2 会長は、必要と認めるときは作業部会を設け、科学的知見や防除方法等について意見等を求めることができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則的に公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な議事に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、検討会の決定によりその会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、環境生活部自然保護課において行う。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要領は、平成18年12月25日から施行する。

別 表

区 分	構 成 員	定 数
学識経験者	学識経験を有する者 (専門的な分野からの代表)	3 名
獣医師団体	獣医師団体に属する者 (県内獣医師の代表)	1 名
農業者団体	関係農業協同組合に属する者 (県内または被害地域の農業分野の 代表)	2 名
狩猟者団体	関係猟友会に属する者 (県内の狩猟者の代表)	1 名
自然保護団体	自然保護団体に属する者 (自然保護分野からの代表)	1 名
動物福祉	動物の福祉に係わる者 (動物福祉分野からの代表)	1 名
市 町 村	関係市町村の職員 (被害市町村の代表)	3 名
千 葉 県	千葉県の職員(農林水産部生産振興課)	1 名
計		13名

別 表

区 分	氏 名	現 職
学識経験者	大野 正男	東洋大学名誉教授
	浅野 玄	岐阜大学講師 獣医学博士
	落合 啓二	千葉県立中央博物館上席研究員 理学博士
獣医師団体	木村 威	社団法人千葉県獣医師会 事務局長
農業者団体	岡田 盛雄	千葉県農業協同組合中央会農業振興部 次長
	鈴木 茂文	いすみ農業協同組合営農経済部 部長
狩猟者団体	榎本 文夫	社団法人千葉県猟友会 事務局長
自然保護団体	大野 正人	財団法人日本自然保護協会 保護・研究部主任
動物福祉	中野 真樹子	ひげとしっぽ移動どうぶつ病院 獣医師
市 町 村	中澤 浩二	印西市市民経済部産業振興課長
	藤平 明功	いすみ市産業建設部産業経済課長
	森 俊郎	大多喜町農林課長
千 葉 県	長嶋 孝志	農林水産部生産振興課企画調整室 主幹（兼）室長